

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由				
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 組織</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="181 671 535 767"> <tr> <td>組織及び施設の名称</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> </table> <p>(事務組織)</p> <p>第10条 本部、農学府、工学府、生物システム応用科学府、<u>連合農学研究科、農学部及び工学部に事務組織を置く。</u></p> <p>第2章 通則</p> <p>第1節 学年、学期及び休業日</p> <p>(学期)</p> <p>第15条 <u>学年を次の2学期に分ける。</u></p> <p>前学期 4月1日から9月30日まで</p> <p>後学期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 <u>前項に定める各学期を前半及び後半に分けることができるものとする。</u></p>	組織及び施設の名称	環境リーダー育成センター	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 組織</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1077 671 1373 767"> <tr> <td>組織及び施設の名称</td> </tr> <tr> <td>卓越リーダー養成機構</td> </tr> </table> <p>(事務組織)</p> <p>第10条 本部、<u>工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科、農学部及び工学部に事務組織を置く。</u></p> <p>第2章 通則</p> <p>第1節 学年、学期及び休業日</p> <p>(学期)</p> <p>第15条 <u>学年を1学期、2学期、3学期及び4学期に分ける。</u></p> <p>2 <u>1学期及び2学期を前期とし、4月1日から9月30日までとする。</u></p>	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構	
組織及び施設の名称						
環境リーダー育成センター						
組織及び施設の名称						
卓越リーダー養成機構						

<p>(新設)</p> <p>(休業日)</p> <p>第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2節 入学</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 本学大学院においては、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、前項の規定にかかわらず、学年の途中においても<u>学期の区分に従い</u>、学生を入学させることができる。</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第18条 本学へ入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、別に定める期日までに願出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出身学校長の発行する調査書。ただし、第87条第4号<u>及び</u>第5号に該当する者は、その資格を証する証明書</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><u>3 3学期及び4学期を後期とし、10月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律(<u>昭和23年法律第178号</u>)に規定する休日</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2節 入学</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 本学大学院においては、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、前項の規定にかかわらず、学年の途中においても<u>後期の始めに</u>、学生を入学させることができる。</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第18条 本学へ入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、別に定める期日までに願出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出身学校長の発行する調査書。ただし、第87条第4号<u>又は</u>第5号に該当する者は、その資格を証する証明書</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	
---	--	--

<p>第6節 表彰及び懲戒 (表彰) 第30条 (略) (新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料 (授業料の納付) 第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 削除 (停学中の授業料及び退学する場合の授業料) 第37条 (略)</p> <p>2 <u>学期</u>の途中で退学する場合に未納の授業料があるときは、当該期の授業料の全額を徴収する。 (休学の場合の授業料) 第38条 (略)</p> <p>2 学年の途中で復学した者の授業料については、その授業料の12分の1に相当する額(以下「授業料の月割額」という。)に復学した日の属する月から <u>当該期</u>の終りの月までの月数を乗じて得た額を、<u>復学した月</u>の終わりまでに納付しなければならない。</p> <p>(授業料、入学料及び検定料の返付)</p>	<p>第6節 表彰及び懲戒 (表彰) 第30条 (略)</p> <p>2 <u>学長は、特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、前項の審議を省略して学生を表彰することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料 (授業料の納付) 第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る) (停学中の授業料及び退学する場合の授業料) 第37条 (略)</p> <p>2 <u>前期又は後期</u>の途中で退学する場合に未納の授業料があるときは、当該期の授業料の全額を徴収する。 (休学の場合の授業料) 第38条 (略)</p> <p>2 学年の途中で復学した者の授業料については、その授業料の12分の1に相当する額(以下「授業料の月割額」という。)に復学した日の属する月 (<u>以下「復学月」という。</u>)から <u>復学月の属する期</u>(第36条第1項に規定する前期又は後期をいう。)の終りの月までの月数を乗じて得た額を、<u>復学月</u>の終わりまでに納付しなければならない。</p> <p>(授業料、入学料及び検定料の返付)</p>	
---	--	--

<p>第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、次の各号の一に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学年の途中で卒業又は修了した場合授業料の月割額に卒業又は修了した日の属する月の翌月から <u>当該期</u> の終わりの月までの月数を乗じて得た額</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第2節 研究院、学府及び研究科</p> <p>(学府)</p> <p>第48条 工学府(産業技術専攻を除く。)の課程は、区分制博士課程とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第3節 教員組織</p> <p>(教員組織)</p>	<p>第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、次の各号の一に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学年の途中で卒業又は修了した場合授業料の月割額に卒業又は修了した日の属する月の翌月から <u>卒業又は修了した日の属する月の属する期(第36条第1項に規定する前期又は後期をいう。)</u>の終わりの月までの月数を乗じて得た額</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第2節 研究院、学府及び研究科</p> <p>(学府)</p> <p>第48条 工学府(<u>共同サステイナビリティ研究専攻及び産業技術専攻を除く。</u>)の課程は、区分制博士課程とする。</p> <p><u>2 工学府共同サステイナビリティ研究専攻の課程は、後期3年の課程のみの博士課程とする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第3節 教員組織</p> <p>(教員組織)</p>	
--	---	--

<p>第51条 工学府、農学府(共同獣医学専攻を除く。)及び生物システム応用科学府(共同先進健康科学専攻を除く。)は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 連合農学研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに茨城大学及び宇都宮大学の各農学部及びこれに関連する研究施設の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者(以下「連合農学研究科教員」という。)のうちから指名された者がこれを担当する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第6節 標準修業年限及び在籍年限 (標準修業年限)</p> <p>第54条 工学府の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。</p>	<p>第51条 工学府(共同サステナビリティ研究専攻を除く。)、農学府(共同獣医学専攻を除く。)及び生物システム応用科学府(共同先進健康科学専攻を除く。)は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。</p> <p>2 工学府共同サステナビリティ研究専攻は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに東京外国語大学大学院総合国際学研究所共同サステナビリティ研究専攻及び電気通信大学大学院情報理工学研究科共同サステナビリティ研究専攻の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者のうちから指名された者がこれを担当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 連合農学研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに茨城大学及び宇都宮大学の各農学部及びこれに関連する研究施設の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者のうちから指名された者がこれを担当する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第6節 標準修業年限及び在籍年限 (標準修業年限)</p> <p>第54条 工学府の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程(後期3年の課程のみの博士課程を含む。以下同じ。)の標準修業年限は3年とする。</p>	
--	--	--

<p>2～5 (略)</p> <p>第7節 入学資格等 (入学資格)</p> <p>第56条 工学府の博士前期課程、生物システム応用科学府の博士前期課程及び一貫制博士課程、農学府の修士課程並びに工学府の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が<u>三年</u>以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>第7節 入学資格等 (入学資格)</p> <p>第56条 工学府の博士前期課程、生物システム応用科学府の博士前期課程及び一貫制博士課程、農学府の修士課程並びに工学府の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が<u>3年</u>以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	
---	--	--

<p>第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法</p> <p>(専修)</p> <p>第64条 <u>工学府の博士前期課程、農学府の修士課程の基礎となる専修</u>は、別表第3の1及び別表第3の2のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(教育課程及び履修方法)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 各学府(工学府産業技術専攻を除く。)の学生は、在学期間中に前項の教育課程に従い、所定の授業科目を履修して30単位以上<u>(農学府国際環境農学専攻にあつては32単位以上)</u>を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第66条の2 工学府産業技術専攻においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が<u>1年又は1学期</u>に履修科目として登録することのできる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>第11節 博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等</p> <p>(専修及び授業科目)</p>	<p>第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法</p> <p>(専修及びコース)</p> <p>第64条 <u>工学府の博士前期課程の基礎となる専修及び農学府の修士課程のコース</u>は、別表第3の1及び別表第3の2のとおりとする。</p> <p>(農学府の教育プログラム)</p> <p><u>第64条の2 農学府の修士課程のコースに、教育プログラム(以下「農学府の教育プログラム」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 農学府の教育プログラムは、別表第3の3のとおりとする。</u></p> <p>(教育課程及び履修方法)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 各学府(工学府産業技術専攻を除く。)の学生は、在学期間中に前項の教育課程に従い、所定の授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第66条の2 工学府産業技術専攻においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が<u>1年間又は前期若しくは後期</u>に履修科目として登録することのできる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>第11節 博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等</p> <p>(専修及び授業科目)</p>	
---	---	--

<p>第 68 条 工学府の博士後期課程に置く専修は、別表第 5 の 1 のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。</p> <p>2 (略) (教育方法) 第 71 条 (略) 2～4 (略) 5 削除 6 削除 7 (略) (博士課程教育リーディングプログラム) 第 71 条の 2 学府及び研究科において編成する教育課程のほか、博士課程教育リーディングプログラムを開設する。</p> <p>2 <u>博士課程教育リーディングプログラム</u> に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 課程修了及び学位 (修士課程等の修了) 第 73 条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、<u>第 71 条の 2 に規定する博士課程教育リーディングプログラム</u> を履修する者及び第 75 条第 2 項の規定により一貫制博士課程において前項の修了要件を満たした者に限り適用することができる。</p>	<p>第 68 条 工学府の博士後期課程 (<u>共同サステナビリティ研究専攻を除く。</u>)に置く専修は、別表第 5 の 1 のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。</p> <p>2 (略) (教育方法) 第 71 条 (略) 2～4 (略) (削る) (削る) 5 (略) (大学院における教育プログラム) 第 71 条の 2 学府及び研究科において編成する教育課程のほか、<u>博士課程教育リーディングプログラム 及び卓越大学院プログラム</u> (以下「教育プログラム」という。)を開設する。</p> <p>2 <u>教育プログラム</u> に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 課程修了及び学位 (修士課程等の修了) 第 73 条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、<u>教育プログラム</u> を履修する者及び第 75 条第 2 項の規定により一貫制博士課程において前項の修了要件を満たした者に限り適用することができる。</p>	
--	--	--

<p>5 (略)</p> <p>(博士後期課程等の修了)</p> <p>第74条 工学府の博士後期課程、農学府の4年制博士課程、生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、当該学府長等が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第75条 学長は、次の表の左欄に掲げる課程を修了した者に、別に定めるところにより、それぞれ同表の右欄に掲げる学位を授与する。</p>	<p>5 (略)</p> <p>(博士後期課程等の修了)</p> <p>第74条 工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、当該学府長等が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 <u>農学府の4年制博士課程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、農学府教授会の議を経て、農学府長が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第75条 学長は、次の表の左欄に掲げる課程を修了した者に、別に定めるところにより、それぞれ同表の右欄に掲げる学位を授与する。</p>	
---	---	--

課程	学位
工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)
工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)
(新設)	
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)
農学府の4年制博士課程	博士(獣医学)
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)
生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻を除く。)及び一貫制博士課程	博士(工学)、博士(農学)又は博士(学術)
生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻に限る。)	博士(生命科学)
連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)
工学府の専門職学位課程	技術経営修士(専門職)

2・3 (略)

第4章 学部

第6節 休学期間

課程	学位
工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)
工学府の博士後期課程 (共同サステイナビリティ研究専攻を除く。)	博士(工学)又は博士(学術)
工学府の博士後期課程 (共同サステイナビリティ研究専攻に限る。)	博士(学術)
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)
農学府の4年制博士課程	博士(獣医学)
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)
生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻を除く。)及び一貫制博士課程	博士(工学)、博士(農学)又は博士(学術)
生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻に限る。)	博士(生命科学)
連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)
工学府の専門職学位課程	技術経営修士(専門職)

2・3 (略)

第4章 学部

第6節 休学期間

<p>(休学期間) 第94条 (略) 2・3 (略) 4 休学期間は、<u>第86条の在籍年限</u>に算入する。 5 (略)</p> <p>第7節 教育課程及び履修方法 (授業科目) 第96条 授業科目の区分は、次のとおりとする。 (1) <u>全学共通教育科目</u></p> <p>イ <u>本学の学生に共通する授業科目で、普遍的教養の育成を目的とする授業科目</u> ロ <u>専門科目の履修を円滑に行うための専門教育の基礎となる授業科目</u></p> <p>(2) <u>専門科目 専門の学術を履修させるための授業科目</u> (新設)</p> <p>(新設) 2 (略) (外国人留学生等に関する授業科目等の特例) 第97条 (略) 2 前項に規定する科目の授業科目の名称及び単位数、履修方法その他必要な事項は、<u>第98条</u>及び第101条の規定にかかわらず、特例を定めることができる。</p>	<p>(休学期間) 第94条 (略) 2・3 (略) 4 休学期間は、<u>学部の在籍年限</u>に算入する。 5 (略)</p> <p>第7節 教育課程及び履修方法 (授業科目) 第96条 授業科目の区分は、次のとおりとする。 (1) <u>教養科目 本学の学生に共通する授業科目で、普遍的教養の育成を目的とする授業科目</u> (削る) (削る)</p> <p>(2) 専門科目 イ <u>専門基礎科目 専門科目の履修を円滑に行うための専門教育の基礎となる授業科目</u> ロ <u>専門科目 専門の学術を履修させるための授業科目</u></p> <p>2 (略) (外国人留学生等に関する授業科目等の特例) 第97条 (略) 2 前項に規定する科目の授業科目の名称及び単位数、履修方法その他必要な事項は、<u>次条</u>及び第101条の規定にかかわらず、特例を定めることができる。</p>	
--	--	--

<p>(卒業の要件となる単位数)</p> <p>第98条 学生は、在学期間中に、卒業の要件となる単位数として、次の各号に掲げる授業科目の区分ごとに定められた単位数を含め、<u>124単位</u>以上を修得しなければならない。ただし、共同獣医学科の学生については、202単位以上を修得しなければならない。</p> <p>(1) <u>全学共通教育科目</u> 当該学部の教育規則において定められた単位数以上</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第102条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が1年間又は<u>1学期</u>に履修科目として登録することができる単位数の上限は、当該学部の議を経て別に定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節 卒業及び学位</p> <p>(卒業)</p> <p>第104条 (略)</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>別表第2(第53条関係)</p>	<p>(卒業の要件となる単位数)</p> <p>第98条 学生は、在学期間中に、卒業の要件となる単位数として、次の各号に掲げる授業科目の区分ごとに定められた単位数を含め、<u>130単位</u>以上を修得しなければならない。ただし、共同獣医学科の学生については、202単位以上を修得しなければならない。</p> <p>(1) <u>教養科目</u> 当該学部の教育規則において定められた単位数以上</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第102条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が1年間又は<u>前期若しくは後期</u>に履修科目として登録することができる単位数の上限は、当該学部の議を経て別に定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節 卒業及び学位</p> <p>(卒業)</p> <p>第104条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>別表第2(第53条関係)</p>	
---	---	--

学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は専門職学位課程		博士後期課程、 4年制博士課程 及び博士課程		一貫制博士 課程	
		入学定員(人)	総定員(人)	入学定員(人)	総定員(人)	入学定員(人)	総定員(人)
工学府	生命工学専攻	58	116	14	42	—	—
	応用化学専攻	78	156	14	42	—	—
	機械システム工学専攻	70	140	13	39	—	—
	電子情報工学専攻	—	—	19	57	—	—
	物理システム工学専攻	26	52	—	—	—	—
	電気電子工学専攻	66	132	—	—	—	—
	情報工学専攻	42	84	—	—	—	—
	(新設)						

学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は専門職学位課程		博士後期課程、 4年制博士課程 及び博士課程		一貫制博士 課程	
		入学定員(人)	総定員(人)	入学定員(人)	総定員(人)	入学定員(人)	総定員(人)
工学府	生命工学専攻	58	116	14	42	—	—
	応用化学専攻	78	156	14	42	—	—
	機械システム工学専攻	70	140	13	39	—	—
	電子情報工学専攻	—	—	15	45	—	—
	物理システム工学専攻	26	52	—	—	—	—
	電気電子工学専攻	66	132	—	—	—	—
	情報工学専攻	42	84	—	—	—	—
	共同サステイナビリティ研究専攻	二	二	4	12	二	二
	(共同サステイナビリティ)	二	二	(11)	(33)	二	二

	産業技術 専攻	40	80	—	—	—	—										
	計	380	760	60	180	—	—										
農学府	生物生産 科学専攻	27	54	二	二	二	二										
	共生持続 社会学専 攻	12	24	二	二	二	二										
	応用生命 化学専攻	30	60	二	二	二	二										
	生物制御 科学専攻	20	40	二	二	二	二										
	環境資源 物質科学 専攻	11	22	二	二	二	二										
	物質循環 環境科学 専攻	17	34	二	二	二	二										
	自然環境 保全学専 攻	19	38	二	二	二	二										
	農業環境 工学専攻	10	20	二	二	二	二										
	国際環境 農学専攻	28	56	二	二	二	二										
		ティ研究専 攻全体)															
		産業技術専 攻	40	80	—	—	—	—									
		計	380	760	60	180	—	—									
農学 府	農学専攻	174	348	二	二	二	二										
	共同獣医学 専攻	—	—	10	40	—	—										
	(共同獣医 学専攻全 体)	—	—	(15)	(60)	—	—										
	計	174	348	10	40	—	—										
生物 シス テム 応用 科学 府	生物機能シ ステム科学 専攻	59	118	12	36	—	—										
	食料エネル ギーシステ ム科学専攻	—	—	—	—	10	50										
	共同先進健 康科学専攻	—	—	6	18	—	—										
	(共同先進 健康科学専 攻全体)	—	—	(10)	(30)	—	—										
	計	59	118	18	54	10	50										
連合 農学	生物生産科 学専攻	—	—	15	45	—	—										

	共同獣医学専攻 (共同獣医学専攻全体) 計	— — 174	— — 348	10 (15) 10	40 (60) 40	— — —	— — —										
生物システム 応用科学府	生物機能システム科学専攻	59	118	12	36	—	—										
	食料エネルギーシステム科学専攻	—	—	—	—	10	50										
	共同先進健康科学専攻 (共同先進健康科学専攻全体) 計	— — 59	— — 118	6 (10) 18	18 (30) 54	— — 10	— — 50										
連合農学研究科	生物生産科学専攻	—	—	15	45	—	—										
	応用生命科学専攻	—	—	10	30	—	—										
研究科	応用生命科学専攻	—	—	10	30	—	—										
	環境資源共生科学専攻	—	—	10	30	—	—										
	農業環境工学専攻	—	—	4	12	—	—										
	農林共生社会科学専攻	—	—	6	18	—	—										
	計	—	—	45	135	—	—										
	合計	613	1226	133	409	10	50										

環境資源 共生科学 専攻	—	—	10	30	—	—
農業環境 工学専攻	—	—	4	12	—	—
農林共生 社会科学 専攻	—	—	6	18	—	—
計	—	—	45	135	—	—
合計	613	1226	133	409	10	50

別表第3の1(第64条関係)

工学府の博士前期課程		
生命工学専攻	応用化学専攻	機械システム工学専攻
生体機能工学 応用生物学 バイオソサエ ティ工学	物質応用化学 有機材料化学 システム化学 工学 物質生物計測	システム基礎解析 設計生産システム 機械知能システム工学
物理システム工 学専攻	電気電子工学専 攻	情報工学専攻
量子系工学 複雑系工学	電気電子シス テム工学 電子メディア 工学	情報工学 ユビキタス&ユニバーサ ル情報環境

別表第3の1(第64条関係)

工学府の博士前期課程		
生命工学専攻	応用化学専攻	機械システム工学専 攻
生体機能工学 応用生物学 バイオソサエティ 工学 国際	物質応用化学 有機材料化学 システム化学工学 物質生物計測 国際	システム基礎解析 設計生産システム 機械知能システム 工学 国際
物理システム工学専 攻	電気電子工学専攻	情報工学専攻
量子系工学 複雑系工学 国際	電気電子システム 工学 電子メディア工学 環境エネルギー工	情報工学 国際

	環境エネルギー 工学	
--	---------------	--

別表第3の2(第64条関係)

農学府の修士課程		
生物生産科学専攻	共生持続社会学専攻	応用生命化学専攻
生産機能利用学 生産機能解析学	農業経営経済学 人間自然共生学	分子生命化学 生物機能化学
生物制御科学専攻	環境資源物質科学専攻	物質循環環境科学専攻
生物制御学	資源物質科学	環境保護学
自然環境保全学専攻	農業環境工学専攻	国際環境農学専攻
生態系計画学 森林環境学	生産環境工学	国際環境修復保全学 国際生物生産資源学 国際地域開発学

(新設)

	学 国際	
--	---------	--

別表第3の2(第64条関係)

農学府の修士課程
農学専攻
生物生産科学 応用生命化学 自然環境資源 食農情報工学 地球社会学 国際イノベーション農学

別表第3の3(第64条の2関係)

生物生産科学コース	応用生命化学コース
生物生産科学 生物制御科学	応用生命化学
自然環境資源コース	食農情報工学コース
環境資源物質科学	食農情報工学

物質循環環境科学 自然環境保全学	
地球社会学コース	国際イノベーション農学コース
地球社会学	国際イノベーション農学

別表第4(第67条関係)

学府及び専攻		教育職員免許状の種類 (免許教科の種類)
工学府	生命工学専攻 応用化学専攻 機械システム工学専攻 電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状(理科)
	物理システム工学専攻	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学)
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状(情報)
	生物生産科学専攻 共生持続社会学専攻 応用生命化学専攻	理科分野の単位を修得した場合

別表第4(第67条関係)

学府及び専攻		教育職員免許状の種類 (免許教科の種類)
工学府	生命工学専攻 応用化学専攻 機械システム工学専攻 電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状(理科)
	物理システム工学専攻	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学)
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状(情報)
農学府	農学専攻	理科分野の単位を修得した場合 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
		農業分野の単位を修得した場合 高等学校教諭専修免許状(農業)

<p>生物制御科学専攻</p> <p>環境資源物質科学専攻</p> <p>物質循環環境科学専攻</p> <p>自然環境保全学専攻</p> <p>農業環境工学専攻</p> <p>国際環境農学専攻</p>			<p>中学校教諭専修免許状(理科)</p> <p>高等学校教諭専修免許状(理科)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 193 1270 411"> <p>生物システム応用科学府</p> </td> <td data-bbox="1270 193 1594 411"> <p>生物機能システム科学専攻</p> </td> <td data-bbox="1594 193 1906 411"> <p>中学校教諭専修免許状(理科)</p> <p>高等学校教諭専修免許状(理科)</p> </td> </tr> </table>	<p>生物システム応用科学府</p>	<p>生物機能システム科学専攻</p>	<p>中学校教諭専修免許状(理科)</p> <p>高等学校教諭専修免許状(理科)</p>	
<p>生物システム応用科学府</p>	<p>生物機能システム科学専攻</p>	<p>中学校教諭専修免許状(理科)</p> <p>高等学校教諭専修免許状(理科)</p>						
<p>生物生産科学専攻</p> <p>共生持続社会学専攻</p> <p>自然環境保全学専攻</p> <p>農業環境工学専攻</p> <p>国際環境農学専攻</p>		<p>農業分野の単位を修得した場合</p>	<p>高等学校教諭専修免許状(農業)</p>					
<p>生物システム応用科学府</p>	<p>生物機能システム科学専攻</p>	<p>中学校教諭専修免許状(理科)</p>						

高等学校教諭専修免許状(理科)

別表第5の1(第68条関係)

工学府の博士後期課程			
生命工学専攻	応用化学専攻	機械システム工学専攻	電子情報工学専攻
生体機能工学 応用生物工学 バイオソサエティ工学	精密分子化学 有機材料化学 システム化学 物質生物計測	機械物理工学 システム設計工学 機械知能システム工学	物理応用工学 電子応用工学 知能・情報工学 環境エネルギー工学

別表第6(第83条関係)

学部及び学科	入学定員(人)	収容定員(人)	学部及び学科	入学定員(人)	第90条による編入学定員(人)	収容定員(人)
農学部 生物生産学科	57	228	工学部 生命工学科	77	11	330

別表第5の1(第68条関係)

工学府の博士後期課程			
生命工学専攻	応用化学専攻	機械システム工学専攻	電子情報工学専攻
生体機能工学 応用生物工学 バイオソサエティ工学 国際	精密分子化学 有機材料化学 システム化学 物質生物計測 国際	機械物理工学 システム設計工学 機械知能システム工学 国際	物理応用工学 電子応用工学 知能・情報工学 環境エネルギー工学 国際

別表第6(第83条関係)

学部及び学科	入学定員(人)	収容定員(人)	学部及び学科	入学定員(人)	第90条による編入学定員(人)	収容定員(人)
農学部 生物生産学科	57	228	工学部 生命工学科	81	11	346

応用生物科学科	71	284	応用分子化学科	<u>46</u>	<u>5</u>	<u>194</u>
環境資源科学科	61	244	有機材料化学科	<u>41</u>	<u>5</u>	<u>174</u>
地域生態システム学科	76	304	化学システム工学科	<u>35</u>	<u>5</u>	<u>150</u>
共同獣医学科	35	210	機械システム工学科	<u>116</u>	<u>16</u>	<u>496</u>
(共同獣医学科全体)	(65)	(390)	物理システム工学科	<u>56</u>	<u>二</u>	<u>224</u>
			電気電子工学科	<u>88</u>	<u>20</u>	<u>392</u>
			情報工学科	<u>62</u>	<u>8</u>	<u>264</u>
計	300	1,270	計	521	70	2,224
合計				821	70	3,494

別表第7(第95条関係)

応用生物科学科	71	284	生体医用システム工学科	<u>56</u>	<u>6</u>	<u>236</u>
環境資源科学科	61	244	応用化学科	<u>81</u>	<u>10</u>	<u>344</u>
地域生態システム学科	76	304	化学物理工学科	<u>81</u>	<u>7</u>	<u>338</u>
共同獣医学科	35	210	機械システム工学科	<u>102</u>	<u>16</u>	<u>440</u>
(共同獣医学科全体)	(65)	(390)	知能情報システム工学科	<u>120</u>	<u>20</u>	<u>520</u>
計	300	1,270	計	521	70	2,224
合計				821	70	3,494

別表第7(第95条関係)

(表は省略)

工学部		
生命工学科	応用分子化学科	有機材料化学科
生体機能工学 応用生物工学	先端応用化学	有機機能材料 化学
化学システム工学科	機械システム工学科	物理システム工 学科
環境エネルギー化 学工学	システム基礎解析 設計生産システム	量子システム 工学 複雑系工学
電気電子工学科	情報工学科	
電気電子システム 工学 電子メディア工学	情報工学 情報環境工学 言語文化コミュニケー ション	

(表は省略)

別表第9(第103条関係)

学部及び学科	教育職員免許状の種類(免許教 科の種類)
--------	-------------------------

(表は省略)

工学部		
生命工学科	生体医用システム工学科	応用化学科
生体機能工学 応用生物工学 バイオソサエテ ィー工学	生体医用システム工学	応用分子化学・ 材料化学
化学物理工学科	機械システム工学科	知能情報システム 工学科
化学工学・物理 工学	航空宇宙・機械科学 ロボティクス・知能機 械デザイン	数理情報工学 電子情報工学

(表は省略)

別表第9(第103条関係)

学部及び学科	教育職員免許状の種類(免許教 科の種類)
--------	-------------------------

農学部	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科	理科コース	中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)	農学部	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科	理科コース	中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)
	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科	農業コース	高等学校教諭1種免許状(農業)		生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科	農業コース	高等学校教諭1種免許状(農業)
工学部	<u>生命工学科</u> <u>応用分子化学科</u> <u>有機材料化学科</u> <u>化学システム工学科</u> <u>機械システム工学科</u> <u>電気電子工学科</u>		中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)	工学部	<u>生命工学科</u> <u>応用化学科</u> <u>機械システム工学科</u> <u>化学物理工学科</u>		中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)
	<u>物理システム工学科</u>		中学校教諭1種免許状(数学・理科) 高等学校教諭1種免許状(数学・理科)		<u>知能情報システム工学科</u>		中学校教諭1種免許状(数学) 高等学校教諭1種免許状(情報・数学)
	<u>情報工学科</u>		中学校教諭1種免許状(数学) 高等学校教諭1種免許状(情報・数学)				

附 則 (平成31年4月1日教規則第1号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 平成31年3月31日現在在学している者の単位数及び授業科目の区分については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 次の表に掲げる専攻の収容定員は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成31年度及び平成32年度においては、次の表のとおりとする。

学府名	専攻名	平成31年度	平成32年度
工学府	共同サステイナビリティ研究専攻	4人	8人

学府名	専攻名	平成31年度
農学府	農学専攻	174人

- 4 次の表に掲げる学科の収容定員は、改正後の別表第6の規定にかかわらず、平成31年度から平成33年度までにおいては、次の表のとおりとする。

学部名及び学科名	平成31年度	平成32年度	平成33年度
工学部			
生命工学科	81人	162人	254人
生体医用システム工学科	56人	112人	174人
応用化学科	81人	162人	253人
化学物理工学科	81人	162人	250人
機械システム工学科	102人	204人	322人
知能情報システム工学科	120人	240人	380人